

3 人生の再スタート

刑務所などにおける職業訓練

罪を償った人の社会復帰には、何よりも安定した生活を営める職を得ることが大きな要件となります。刑務所などで行われる刑務作業は、単に懲役としての側面だけではなく、社会復帰に備えて、受刑者の矯正及び職業的な知識や技能を身に付ける機能を果たしています。

刑務作業には、①職業訓練、②生産作業^{注1)}、③社会貢献作業^{注2)}、④自営作業^{注3)}、の4つの形態があります。このうち、職業訓練は、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させたり、職業に必要な知識及び技能を習得させることを目的に実施しているもので、受刑者の再犯を防止し、更生を図り、出所後の生活の基盤を築く上で極めて重要な方策の一つになっています。

注1) 生産作業には、木工、印刷、洋裁、金属等の物品製作作業及び労務提供作業があります。

注2) 社会貢献作業とは、公園等の除草作業など、社会に貢献していることを受刑者が実感できるような労務提供作業です。

注3) 自営作業とは、炊事、清掃、介助、設備の修繕等の矯正施設の運営に必要な作業です。

職業訓練の種目には どんなものがあるの？



現在、溶接科、建設機械科、フォークリフト運転科、情報処理技術科、電気通信設備科、理容科、美容科、介護福祉科等約50種目が実施されています。



全国矯正展
刑務作業で制作されたさまざまな
製品が展示・販売されています。